

議第 8 4 号

高島市市民交流施設の設置および管理に関する条例および高島市立公民館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日

高島市長 福 井 正 明

高島市市民交流施設の設置および管理に関する条例および高島市立公民館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

(高島市市民交流施設の設置および管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 高島市市民交流施設の設置および管理に関する条例（平成 2 3 年高島市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表今津北コミュニティセンターの項を削る。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

区分	開館時間	休館日
今津上コミュニティセンター	午前 9 時から 午後 1 0 時まで （ただし、 休日および日 曜日にあつて は午前 9 時か ら午後 5 時ま でとする。）	(1) 月曜日（ただし、国民の祝日 に関する法律（昭和 2 3 年法律 第 1 7 8 号）に規定する休日 （以下「休日」という。）を除 く。） (2) 休日の翌日（ただし、その日 が土曜日、日曜日および休日 （以下「休日等」という。）に 当たるときは、休日等の翌日と する。） (3) 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日
新旭コミュニ ティセンター「ほ おじろ荘」		
今津宮の森コ ミュニティセン ター		1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日 までの日
今津東コミュニ ティセンター	午前 9 時から 午後 1 0 時ま で	(1) 月曜日（ただし、休日を除く
今津西コミュニ		

ティセンター 安曇川世代交流 センター	。) (2) 休日の翌日（ただし、休日等に当たるときは、休日等の翌日とする。） (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
今津浜分コミュニ ティセンター	(1) 日曜日および土曜日 (2) 休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

別表第2 今津北コミュニティーセンターの部を削る。

(高島市立公民館の設置および管理に関する条例の一部改正)

第2条 高島市立公民館の設置および管理に関する条例（平成17年高島市条例第120号）の一部を次のように改正する。

第2条の表今津公民館の項中「高島市今津町日置前149番地1」を「高島市今津町中沼一丁目4番地1」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。